

大規模小売店舗立地法 届出の手引

令和4年7月



京都市
CITY OF KYOTO

- この手引は、京都市内において大規模小売店舗を設置する場合又は施設の配置や運営方法等を変更する場合に必要となる、大規模小売店舗立地法（施行令、施行規則等を含む。）や京都市大規模小売店舗立地法運用要綱等に基づく手続についてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続を行う際は、この手引を参照していただくほか、手続が円滑に行われるためにも、京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室にお早めに御相談ください。

- この手引の説明の中で用いる略称は以下のとおりです。

法：大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

施行令：大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）

施行規則：大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）

指針：大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）

運用要綱：京都市大規模小売店舗立地法運用要綱

施行細則：京都市大規模小売店舗立地法施行細則

- 法や施行規則等の記載箇所を[]内で示していますので、条文を参照する際の参考としてください。

<お問い合わせ先>

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話：075 - 222 - 3340 FAX：075 - 222 - 3341

E-mail：shogyo@city.kyoto.lg.jp

<大規模小売店舗立地法関連ホームページ>

市ホームページ「京都市情報館」の

[観光・文化・産業](#) ⇒ [商業](#) ⇒ [大規模店舗・中規模店舗](#) を御覧ください。

目 次

1	大規模小売店舗立地法の概要	1
2	大規模小売店舗立地法の手続の流れ（フロー図）	2
3	法第5条第1項の届出（新設）	3
3-1	事前協議	3
3-2	届出	5
3-3	住民説明会	5
3-4	住民等から意見書の提出	7
3-5	京都市大規模小売店舗立地審議会	7
3-6	市の意見通知	7
3-7	市が意見を有する旨を通知した場合の対応	8
3-8	市の勧告	9
3-9	届出内容の変更の届出（勧告を受けた場合）	9
3-10	公表	10
4	法第6条第1項の届出（名称・所在地等の変更）	12
4-1	事前協議	12
4-2	届出	12
4-3	住民等から意見書の提出	12
5	法第6条第2項の届出（施設の配置や運営方法等の変更）	13
5-1	事前協議	14
5-2	届出	14
5-3	住民説明会	14
5-4	住民等から意見書の提出	14
5-5	京都市大規模小売店舗立地審議会	14
5-6	市の意見通知	14
5-7	市が意見を有する旨を通知した場合の対応	15
5-8	市の勧告	15
5-9	届出内容の変更の届出（勧告を受けた場合）	15
5-10	公表	15
5-11	軽微な変更（軽微認定）	15
5-12	説明会を掲示に代える認定（説明会開催不要認定）	16
6	法附則第5条第1項の届出（大店法届出店舗による施設の配置や運営方法等の変更）	18
6-1	事前協議	18
6-2	届出	18

6-3	住民説明会	19
6-4	住民等から意見書の提出	19
6-5	京都市大規模小売店舗立地審議会	19
6-6	市の意見通知	19
6-7	市が意見を有する旨を通知した場合の対応	19
6-8	市の勧告	19
6-9	届出内容の変更の届出（勧告を受けた場合）	20
6-10	公表	20
6-11	軽微な変更（軽微認定）	20
6-12	説明会を掲示に代える認定（説明会開催不要認定）	20
7	その他の届出（廃止・承継）	21
7-1	事前協議	21
7-2	届出	21
8	報告の徴収	22

別添資料1 届出申請様式

【経済産業省様式（施行規則）】

- ・様式第1（施行規則第3条関係） 大規模小売店舗届出書
- ・様式第2（施行規則第6条関係） 変更届出書
- ・様式第3（施行規則第7条関係） 変更届出書
- ・様式第4（施行規則第9条関係） 大規模小売店舗廃止届出書
- ・様式第5（施行規則第16条関係） 届出事項変更届出書
- ・様式第6（施行規則第18条関係） 届出事項変更届出書
- ・様式第7（施行規則第19条関係） 承継届出書
- ・様式第8（施行規則第20条関係） 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

【京都市様式（施行細則）】

- ・第1号様式（施行細則第2条関係） 軽微変更認定申請書
- ・第2号様式（施行細則第3条関係） 説明会開催不要認定申請書
- ・第3号様式（施行細則第4条関係） 説明会開催不能事由認定申請書
- ・第4号様式（施行細則第5条関係） 届出内容不変更通知書

【京都市様式（運用要綱）】

- ・第1号様式（運用要綱第9条関係） 説明会等実施報告書
- ・第2号様式（運用要綱第15条関係） 公表に関する意見書

【参考様式（法第8条第2項関係）】

- ・大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づく意見書

◆上記の届出申請様式は、市のホームページからダウンロードできます。

市ホームページ「京都市情報館」の

観光・文化・産業 ⇒ 商業 ⇒ 大規模店舗・中規模店舗 ⇒ 法令集、申請届出様式
を御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000027346.html>

別添資料2 法令集

- ・京都市大規模小売店舗立地法運用要綱
 - ・京都市大規模小売店舗立地法施行細則
- ※ その他の法令については、各法令を所管する機関のホームページ等を参照してください。

1 大規模小売店舗立地法の概要

(1) 目的 [法1]

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発展を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、平成12年（2000年）6月1日に施行されました。

(2) 届出対象 [法2、3] [施行令1、2]

大規模小売店舗立地法は、一の建物であって、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積（売場面積）の合計が1,000㎡を超える店舗を対象としています。

(3) 届出事項 [法5-1] [施行規則3]

届出が必要な事項は以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 大規模小売店舗の名称及び所在地2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名3 大規模小売店舗の新設をする日4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 駐車場の位置及び収容台数(2) 駐輪場の位置及び収容台数(3) 荷さばき施設の位置及び面積(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |
|---|

3 法第5条第1項の届出（新設）

一の建物であつて、小売業を行うための店舗の用に供される床面積（売場面積）の合計が1,000㎡超の店舗を新設するときは、法第5条第1項に基づく届出が必要です。

3-1 事前協議

届出に当たっては、交通量や騒音等、周辺地域への影響を慎重に検討する必要がありますので、可能な限り早い時期から、計画概要の分かる資料を御用意のうえ、地域企業イノベーション推進室と事前協議を行ってください。

特に、法第5条第1項（新設）、法第6条第2項（施設の配置や運営方法等の変更）及び法附則第5条第1項（大店法届出店舗による施設の配置や運営方法等変更）に基づく届出を行う場合は、交通量や騒音に関する調査・分析を行ったうえ、周辺地域の生活環境への影響等について記載した「出店（変更）計画説明書」の作成が必要となり、最短でも3～6箇月程度の期間を要しますので、御注意ください。

(1) 「出店計画説明書」の作成 [要綱4]

「出店計画説明書」は、「交通専門部会」や「騒音協議」等の事前協議を踏まえて作成を進め、「京都市大規模小売店舗法等連絡会議」にて最終確認を受けた後、届出にあわせて提出してください。

なお、「出店計画説明書」は、関係法令等を踏まえた出店計画を策定のうえ、「大規模小売店舗立地法に係る出店（変更）計画説明書作成要領」及び「小売店における地域・社会貢献推進の手引」を参考にして作成してください。

(参考) 計画策定に当たって考慮すべき関係法令等

- ・ 指針（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針）
- ・ 京都市商業集積ガイドプラン
- ・ 京都市駐車場条例
- ・ 京都市自転車等放置防止条例 等

(2) (大店立地法等連絡会議) 交通専門部会

届出における交通に関する計画の整合性や関係課との横断的調整のために開催する協議です。設置者による計画の概要説明後、交通処理についての問題点や交通量調査について協議を行い、交差点の調査地点を決定します。

《提出書類・提出部数》

- ・ 計画概要
- ・ 必要駐車場の算定方法
- ・ 各階平面図
- ・ 周辺見取図
- ・ 配置図
- ・ 方面別来退店経路図 等・・・・・・各1部

《提出期限》

交通専門部会開催日の5営業日前まで（関係課が計画内容の事前確認を行います。）

《提出方法》

持参・郵送・電子メール

(3) 騒音協議

騒音に関する事項について関係課と協議を行います。設置者による計画の概要説明後、計画地周辺の居住実態や環境等を踏まえ、騒音機器の配置等についての協議や騒音予測・実測地点を決定します。

騒音調査の項目	調査内容、調査地点
昼間及び夜間の等価騒音（予測）	・建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受ける地点に立地する住居等の屋外で予測
夜間の最大値（予測）	・それぞれの騒音源ごとに予測 ・敷地境界4地点 ※夜間（22時～6時）に施設の運営に伴う騒音が発生する場合のみ

《提出書類・提出部数》

- ・計画概要
- ・周辺の住宅立地状況（各建物の高さ（階数））がわかるもの
- ・騒音機器の配置がわかるもの（各階平面図等） 等・・・・・・・・各1部

《提出期限》

騒音協議開催日の3営業日前まで（関係課が計画内容の事前確認を行います。）

《提出方法》

持参・郵送・電子メール

(4) 京都市大規模小売店舗立地法等連絡会議

各種協議や調査・分析が終了し、「出店計画説明書（案）」が作成できましたら、届出書全体の整合性や関係課との横断的な調整のために開催する「京都市大規模小売店舗立地法等連絡会議」において、届出内容の説明をお願いします。

《提出書類・提出部数》

- ・出店計画説明書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・18部
- 交通関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・9部
- 騒音関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・5部

《提出期限》

連絡会議開催日の1週間前まで（関係課が計画内容の事前確認を行います。）

《提出方法》

持参・郵送

3-2 届出

(1) 提出書類 [法5-2] [施行規則3-3、4]

新設の届出を行う際は、以下の書類が必要になります。

《提出書類・提出部数》

- ・大規模小売店舗届出書 (様式第1 (施行規則第3条関係)) 2部
- ・出店計画説明書 32部
- 交通関係資料 25部
- 騒音関係資料 20部
- ・設置者の登記簿謄本 (原本) ※個人の場合は住民票の写し 1部

《提出期限》

事前協議において定められた期日まで

《提出方法》

持参 (地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。)

※ 出店計画説明書等の届出書類について、届出当日は2部の提出で構いません。残り部数については、届出から1週間を目途に提出 (郵送可) してください。

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。(受理印を押印します。)

(2) 公告・縦覧 [法5-3] [要綱5、6]

届出があったときは、届出事項の概要を公告するとともに、届出書及び添付書類を公告の日から4箇月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

3-3 住民説明会

(1) 説明会の周知及び開催方法 [法7] [要綱7]

大規模小売店舗立地法では、届出から2箇月以内に説明会を開催することとされています。開催方法等は以下のとおりです。

区分	店舗面積6,000㎡以上又は午後10時～午前7時の間に営業しようとする場合	左記以外の場合
開催時間	日曜祝日：午前10時～午後9時 上記以外：午後7時～午後9時	
開催回数	原則2回。ただし、協議により3回を上限とすることもある。	原則1回。ただし、協議により3回を上限とすることもある。
開催場所	設置予定場所又は設置場所の近隣など説明会参加者の参加しやすい場所	
開催の 公告方法	以下の1及び2又は1及び3の方法により行うこと。	以下の1及び2の方法により行うこと。

	<p>1 大規模小売店舗の設置予定場所又は設置場所に縦90cm以上横90cm以上の立て看板を設置すること。</p> <p>2 大規模小売店舗の設置予定場所又は設置場所の敷地の境界から1kmの範囲内にある住戸、事業所等にチラシを配付すること。(新聞折り込みにより行う場合は、本市全域において購読される日刊新聞のうち、本市において最大の発行部数を有するものを含む4紙以上に折り込むこと。)</p> <p>3 本市全域において購読される日刊新聞のうち、本市において最大の発行部数を有するものを含む4紙以上に掲載し、大きさは5段4分の1以上とすること。</p>
--	--

(2) 市の事前確認

住民説明会の開催の概要やチラシの内容、周知範囲について、事前に地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。

(3) 説明会での留意事項

説明会の開催に当たっては、開催の趣旨(法の概要及び手続の流れ、公告・縦覧期間、意見書の提出先及び提出期間等)、出店計画の説明を行い、その後、質疑応答を行ってください。

(4) 「説明会等実施報告書」の提出 [要綱9]

説明会の開催後、説明会の開催内容をまとめて市に報告してください。

《提出書類・提出部数》

・説明会等実施報告書 (第1号様式 (運用要綱第9条関係)) 1部

《提出期限》

説明会開催後、速やかに提出してください。

《提出方法》

持参・郵送・電子メール

(5) 説明会が開催できないとき [施行細則4]

施行規則第13条第1項に規定する事由により説明会を開催することができないときは、速やかに地域企業イノベーション推進室と協議のうえ、説明会開催不能の認定を受けてください。

《提出書類・提出部数》

・説明会開催不能事由認定申請書 (第3号様式 (施行細則第4条関係)) . . . 1部

《提出方法》

持参・郵送・電子メール

3-4 住民等から意見書の提出

(1) 受付期間 [法8-2]

住民その他、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する方は、届出の公告のあった日から4箇月以内に、市に対して意見を述べることができます。(参考様式(法第8条第2項関係))意見書が提出された場合は、速やかに対応策等の検討を行ってください。

(2) 公告・縦覧 [法8-3] [要綱5、6]

述べられた意見は、その概要を公告するとともに、意見書を公告の日から1箇月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

3-5 京都市大規模小売店舗立地審議会

京都市大規模小売店舗立地審議会とは、法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の立地に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議する附属機関です。

市では、原則、届出後の公告・縦覧期間(4箇月)終了後、審議会において、届出者説明の場を設けています。届出者説明は、今後の手続に大きく影響する重要なものですので、必ず設置者及び施設管理者も出席のうえ、明確で丁寧な説明をお願いします。

また、新設や大規模な届出内容の変更の場合は、審議委員による現地視察を実施します。現地を確認しながら出店(変更)計画を説明し、その場で委員との質疑応答を行います。

3-6 市の意見通知

市は、届出書の提出から8箇月以内に、提出された届出書や添付書類の内容をもとに、住民等の意見や指針、審議会からの答申等を踏まえ、市の意見の有無及びその内容について設置者に通知します。

通知に当たっては、必ず設置者及び施設管理者が出席してください。

(1) 意見を有する旨の通知 [法8-4]

周辺地域の生活環境に及ぼす影響という見地から市が意見を有する場合、書面にて設置者にその旨を通知します。

(2) 意見を有しない旨の通知 [法8-4、8-5]

市が意見を有しない場合も、書面にて設置者にその旨を通知します。この通知をもって手続は終了となります。設置者は、届出後8箇月は大規模小売店舗の開店ができないこととなっています(法第5条第4項)が、市が意見を有しない旨の通知をした場合には、この制限は解除されます。

(3) 公告・縦覧 [法8-6] [要綱5、6]

市が意見を有する旨の通知を行ったときは、その概要を公告するとともに、公告の日から1箇月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

市が意見を有しない旨の通知を行ったときは、その旨を市のホームページで公表します。

3-7 市が意見を有する旨を通知した場合の対応 [法8-7、8-9]

市が意見を有する旨を通知した場合、意見の内容を踏まえて自主的対応策を検討し、変更の届出又は変更しない通知を行ってください。

対応に当たっては、方針やスケジュール等について、地域企業イノベーション推進室と十分協議を行ってください。

変更の届出又は変更しない通知後2箇月間は大規模小売店舗を開店又は法第6条2項の届出に係る変更をすることができません。

(1) 届出事項変更の届出 [法8-7]

自主的対応策を検討した結果、届出事項を変更する場合は、届出事項変更の届出が必要です。

届出事項の変更に伴い、出店計画説明書等添付書類の記載内容が変更になる場合は、変更前及び変更後の当該添付書類もあわせて提出してください。

《提出書類・提出部数》

- ・届出事項変更届出書 (様式第5 (施行規則第16条関係)) 2部
- ・記載内容が変更になった添付書類 (変更前・変更後)

※ 提出部数については、変更内容等を踏まえて決定しますので、地域企業イノベーション推進室の指示に従ってください。

《提出方法》

持参 (地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。)

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。(受理印を押印します。)

(2) 届出事項を変更しない旨の通知 [法8-7] [施行細則5]

自主的対応策を検討した結果、届出事項の変更が不要な場合は、届出事項を変更しない旨の通知が必要です。

通知書には、変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付してください。

《提出書類・提出部数》

- ・届出内容不変通知書 (第4号様式 (施行細則第5条関係)) 2部
- ・周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料

※ 提出部数については、検討内容等を踏まえて決定しますので、地域企業イノベーション推進室の指示に従ってください。

《提出方法》

持参（地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。）

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。（受理印を押印します。）

(3) 公告・縦覧 [法8-8] [要綱5、6]

届出事項変更の届出があったときは、届出事項の概要を公告するとともに、届出書及び添付書類を公告の日から4箇月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

届出事項を変更しない旨の通知があった場合は、その旨を市のホームページで公表します。

3-8 市の勧告

市は、3-7の変更の届出又は届出事項を変更しない旨の通知を行った日から2箇月以内に、提出された届出書、通知書、添付書類等の内容をもとに、指針、審議会からの答申を考慮し、市の勧告の有無を決定します。

(1) 市の勧告 [法9]

市の意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難と判断される場合、市は勧告を行います。

(2) 勧告を行わない旨の通知 [要綱12]

市が勧告を行わない場合、文書によりその旨を設置者に通知し、これをもって法の手続は終了となります。大規模小売店舗の設置者は、3-7の変更の届出又は届出事項を変更しない旨の通知を行った日から2箇月経過後に大規模小売店舗を開店することができます。

市が勧告を行わない旨の通知を行ったときは、その旨を市のホームページで公表します。

(3) 公告 [法9-3] [要綱5]

勧告を行ったときは、その内容を公告するとともに、市のホームページに掲載します。

3-9 届出内容の変更の届出（勧告を受けた場合） [法9] [要綱5、13]

市の勧告を受けた場合、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、勧告の日から60日以内に届出内容の変更の届出を行う必要があります。（勧告の日

から60日を経過しても届出がない場合、市の勧告に従わないものとみなし、公表の手続を進める場合があります。

届出に当たっては、方針やスケジュール等について地域企業イノベーション推進室と十分協議を行ってください。

(1) 届出内容の変更の届出

届出事項の変更に伴い、出店計画説明書等添付書類の記載内容が変更になる場合は、変更前及び変更後の当該添付書類もあわせて提出してください。

《提出書類・提出部数》

- ・届出事項変更届出書 (様式第6 (施行規則第18条関係)) 2部
- ・記載内容が変更になった添付書類 (変更前・変更後)

※ 提出部数については、変更内容等を踏まえて決定しますので、地域企業イノベーション推進室の指示に従ってください。

《提出方法》

持参 (地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。)

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。(受理印を押印します。)

(2) 公告・縦覧 [法9-5] [要綱5、6]

届出事項変更の届出があったときは、届出事項の概要を公告するとともに、届出書及び添付書類を公告の日から4箇月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

3-10 公表

市は、提出された3-9の届出事項変更届出書や添付書類等の内容をもとに、市の勧告を適正に反映しているか検討し、公表を行うか決定します。

(1) 意見の聴取 [要綱15]

3-9の届出内容が市の勧告を適正に反映していない場合や、届出を行わない等市の勧告に従わない場合、市が設置者の意見を聴取することとしています。

《提出書類・提出部数》

- ・公表に関する意見書 (第2号様式 (要綱第15条関係)) 1部

《提出方法》

持参・郵送・電子メール

(2) 公表 [要綱15]

市は、3-9の届出内容や(1)の意見聴取の結果をもとに、公表を行うか決定し、

公表を行ったときは、文書によりその旨を設置者に通知します。公表は、公告のほか、その他市長が適当と認める方法により行います。

4 法第6条第1項の届出（名称・所在地等の変更）

1（3）の届出事項のうち、届出後に以下の変更があったときは、法第6条第1項に基づく届出が必要です。変更後、遅滞なく届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

なお、この手続では、住民説明や大規模小売店舗立地審議会における諮問、届出者説明等はありません。届出後、住民意見の受付が完了すると、手続終了となります。

4-1 事前協議

大規模小売店舗の名称や所在地等の変更の届出を予定している場合、可能な限り早い時期から、地域企業イノベーション推進室と事前協議を行ってください。

4-2 届出

（1）提出書類 [施行規則6]

大規模小売店舗の名称・所在地等の変更の届出を行う際は、以下の書類が必要になります。

《提出書類・提出部数》

- ・変更届出書（様式第2（施行規則第6条関係））・・・・・・・・・・2部
- ・変更内容を補足する添付資料・・・・・・・・・・2部

《提出期限》

届出事項の変更後、遅滞なく提出してください。

《提出方法》

持参・郵送（電子メール不可）

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。（受理印を押印します。）

（2）公告・縦覧 [法5-3] [要綱5、6]

大規模小売店舗の名称・所在地等の変更の届出があったときは、届出事項の概要を公告するとともに、届出書及び添付書類を公告の日から4箇月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

4-3 住民等から意見書の提出

⇒ 「3-4 住民等から意見書の提出」参照

意見概要の公告及び意見書の縦覧をもって手続は終了となります。

5 法第6条第2項の届出（施設の配置や運営方法等の変更）

1（3）の届出事項のうち、以下の変更があったときは、法第6条第2項に基づく届出が必要です。

- | |
|----------------------------------|
| 3 大規模小売店舗の新設をする日 |
| 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 |
| 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 |
| （1）駐車場の位置及び収容台数 |
| （2）駐輪場の位置及び収容台数 |
| （3）荷さばき施設の位置及び面積 |
| （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量 |
| 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 |
| （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 |
| （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯 |
| （3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置 |
| （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |

ただし、以下に該当する変更の場合は届出不要です。

- | |
|---|
| 1 大規模小売店舗の新設をする日の繰り下げ |
| 2 「意見を有しない旨の通知」を受けた後の新設する日の繰り上げ |
| 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計の減少 |
| 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加であって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に1, 000㎡又は基礎面積の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの |
| イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計 |
| ロ 法第6条第2項による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計 |
| 5 駐車場又は駐輪場の収容台数の増加 |
| 6 荷さばき施設の面積の増加 |
| 7 廃棄物等の保管施設の容量の増加 |
| 8 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰り下げ又は閉店時刻の繰り上げ |

5-1 事前協議

⇒ 「3-1 事前協議」参照

5-2 届出

(1) 提出書類 [法6-2] [施行規則4、7-2]

施設の配置や運営方法等の変更の届出を行う際は、以下の書類が必要になります。

《提出書類・提出部数》

- ・変更届出書 (様式第3 (施行規則第7条関係)) 2部
- ・変更計画説明書 32部
- 交通関係資料 25部
- 騒音関係資料 20部
- ・設置者の登記簿謄本 (原本) ※個人の場合は住民票の写し 1部

《提出期限》

事前協議において定められた期日まで

《提出方法》

持参 (地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。)

※ 変更計画説明書等の届出書類について、届出当日は2部の提出で構いません。残り部数については、届出から1週間を目途に提出 (郵送可) してください。

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。(受理印を押印します。)

(2) 公告・縦覧 [法5-3、6-3] [要綱5、6]

届出があったときは、届出事項の概要を公告するとともに、届出書及び添付書類を公告の日から4箇月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

5-3 住民説明会

⇒ 「3-3 住民説明会」参照

5-4 住民等から意見書の提出

⇒ 「3-4 住民等から意見書の提出」参照

5-5 京都市大規模小売店舗立地審議会

⇒ 「3-5 京都市大規模小売店舗立地審議会」参照

5-6 市の意見通知

⇒ 「3-6 市の意見通知」参照

5-7 市が意見を有する旨を通知した場合の対応

⇒ 「3-7 市が意見を有する旨を通知した場合の対応」参照

5-8 市の勧告

⇒ 「3-8 市の勧告」参照

5-9 届出内容の変更の届出（勧告を受けた場合）

⇒ 「3-9 届出内容の変更の届出（勧告を受けた場合）」参照

5-10 公表

⇒ 「3-10 公表」参照

施設の配置や運営方法等の変更の内容が軽微で、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと市に認められたものについては、以下のとおり手続を軽減する規定があります。

5-11 軽微な変更（軽微認定） [施行規則8]

変更の内容が以下の要件をすべて満たす場合、軽微な変更となり、変更届出書を提出し、認定された時点で手続が終了となります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 大規模小売店舗に附属する施設（駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等の保管施設）の位置の変更2 大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないと市が認める変更 |
|---|

(1) 軽微認定の申請 [施行細則2]

軽微な変更として手続を行おうとするときは、市に軽微な変更の認定を受ける必要があります。

申請に当たっては、その変更が「軽微な変更である（周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない）」ことを証する資料を添付してください。

《提出書類・提出部数》

- ・軽微変更認定申請書 **〔第1号様式（施行細則第2条関係）〕** 2部
- ・「軽微な変更である（周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない）」ことを証する資料 2部

《提出期限》

事前協議において定められた期日まで

《提出方法》

持参（地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。）

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。（受理印を押印します。）

(2) 軽微な変更の認定又は不認定の決定 [施行細則2-2]

市は、申請内容を審査し、軽微な変更該当すると認める（認めない）ことを決定したときは、文書によりその旨を設置者に通知します。

軽微な変更として認められた場合、説明会や審議会、市の意見通知を経ずに手続が終了となり、法第6条第4項（「当該届出の日から8月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。」）の適用を除外され、変更届出書を提出した時点で手続が終了し、変更が可能となります。（公告・縦覧、住民等の意見の受付は行います。）

5-12 説明会を掲示に代える認定（説明会開催不要認定） [施行規則11-2]

変更の内容が、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどなく、説明会を開催する必要がないと市に認められた場合、説明会の開催を届出等の要旨の掲示に代えることができます。

(1) 説明会開催不要認定の申請 [施行細則3]

説明会を掲示に代える手続を行おうとするときは、市に説明会開催不要の認定を受ける必要があります。

申請に当たっては、その変更が「説明会を掲示に代えることができる（周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどない）」ことを証する資料を添付してください。

《提出書類・提出部数》

- ・説明会開催不要認定申請書（第2号様式（施行細則第3条関係））・・・2部
- ・「説明会を掲示に代えることができる（周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどない）」ことを証する資料・・・・・・・・・・2部

《提出期限》

事前協議において定められた期日まで

《提出方法》

持参（地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。）

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。（受理印を押印します。）

(2) 説明会開催不要認定又は不認定の決定 [施行細則3-2]

市は、上記の申請内容を審査し、説明会の開催が不要と認める（認めない）ことを決定したときは、文書によりその旨を申請者に通知します。

(3) 届出等の要旨の掲示

説明会を掲示に代えるときは、大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示してください。掲示期間は、届出の公告・縦覧期間と同期間とします。

6 法附則第5条第1項の届出（大店法届出店舗による施設の配置や運営方法等の変更）

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）に基づく届出を行い、大規模小売店舗立地法施行時（平成12年6月1日）に既に開店している大規模小売店舗及び平成13年1月末までに開店・増床等の変更を行った大規模小売店舗が、以下の届出事項について最初の変更をしようとするときは、法附則第5条第1項（法附則第5条第3項の規定により準用する場合を含む。）に基づく届出が必要です。

- | |
|----------------------------------|
| 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 |
| 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 |
| （1）駐車場の位置及び収容台数 |
| （2）駐輪場の位置及び収容台数 |
| （3）荷さばき施設の位置及び面積 |
| （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量 |
| 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 |
| （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 |
| （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯 |
| （3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置 |
| （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |

大店法届出店舗による施設の配置や運営方法等の変更の届出を行う際は、変更しようとする上記4～6の事項に加え、変更しない上記4～6の事項及び以下の事項についても届出が必要です。なお、以下の事項のみの変更を行う場合は、届出不要です。

- | |
|--|
| 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 |
| 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 |

この手続においては、法第6条第2項ただし書の規定（届出不要の変更事項：P13）は適用されません。

6-1 事前協議

⇒ 「3-1 事前協議」参照

6-2 届出

- (1) 提出書類 [法附則5-1] [施行規則4]

大店法届出店舗による施設の配置や運営方法等の変更の届出を行う際は、以下の書類が必要になります。

《提出書類・提出部数》

- ・大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書（様式第8（施行規則第20条関係））・ 2部
- ・変更計画説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32部
- 交通関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25部
- 騒音関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20部
- ・設置者の登記簿謄本（原本）※個人の場合は住民票の写し・・・・・・・・ 1部

《提出期限》

事前協議において定められた期日まで

《提出方法》

持参（地域企業イノベーション推進室の確認を受けてください。）

※ 変更計画説明書等の届出書類について、届出当日は2部の提出で構いません。残り部数については、届出から1週間を目途に提出（郵送可）してください。

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。（受理印を押印します。）

(2) 公告・縦覧 [法5-3、6-3] [要綱5、6]

届出があったときは、届出事項の概要を公告するとともに、届出書及び添付書類を公告の日から4箇月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

6-3 住民説明会

⇒ 「3-3 住民説明会」参照

6-4 住民等から意見書の提出

⇒ 「3-4 住民等から意見書の提出」参照

6-5 京都市大規模小売店舗立地審議会

⇒ 「3-5 京都市大規模小売店舗立地審議会」参照

6-6 市の意見通知

⇒ 「3-6 市の意見通知」参照

6-7 市が意見を有する旨を通知した場合の対応

⇒ 「3-7 市が意見を有する旨を通知した場合の対応」参照

6-8 市の勧告

⇒ 「3-8 市の勧告」参照

6-9 届出内容の変更の届出（勧告を受けた場合）

⇒ 「3-9 届出内容の変更の届出（勧告を受けた場合）」参照

6-10 公表

⇒ 「3-10 公表」参照

施設の配置や運営方法等の変更の内容が軽微で、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと市に認められたものについては、以下のとおり手続を軽減する規定があります。

6-11 軽微な変更（軽微認定）

⇒ 「5-11 軽微な変更（軽微認定）」参照

6-12 説明会を掲示に代える認定（説明会開催不要認定）

⇒ 「5-12 説明会を掲示に代える認定（説明会開催不要認定）」参照

7 その他の届出（廃止・承継）

大規模小売店舗の廃止の届出又は承継の届出を行うときは、法第6条5項又は第11条3項に基づく届出が必要です。

7-1 事前協議

大規模小売店舗の廃止の届出又は承継の届出を予定している場合、可能な限り早い時期から、地域企業イノベーション推進室と事前協議を行ってください。

7-2 届出

(1) 提出書類 [法6-5、11-3]

大規模小売店舗の廃止の届出又は承継の届出を行う際は、以下の書類が必要になります。

《提出書類・提出部数》

ア 廃止の届出

・大規模小売店舗廃止届出書（様式第4（施行規則第9条関係））・・・2部

イ 承継の届出

・承継届出書（様式第7（施行規則第19条関係））・・・・・・・・・・2部

・譲渡・相続・合併又は分割の事実を証する書類及び

代表者の確認できるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

《提出期限》

届出事項の決定後、速やかに提出してください。

《提出方法》

持参・郵送（電子メール不可）

※ 設置者の控えが必要な場合は、届出時にあわせて提出してください。（受理印を押印します。）

(2) 公告・縦覧 [法6-6] [要綱5、6]

ア 廃止の届出

大規模小売店舗の廃止の届出があったときは、届出事項の概要を公告します。また、その内容を市のホームページに掲載します。

イ 承継の届出

大規模小売店舗の承継の届出があったときは、届出事項の概要を市のホームページに掲載します。

8 報告の徴収

大規模小売店舗立地法の適正な運営に資するため、市は、設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者に対して、必要な事項に関する報告を徴収することとなっています。

[法14]

届出事項には該当しない変更があった場合等において、現状の把握のために報告をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。